

第88号議案

長崎市都市公園条例の一部を改正する条例

目次

- 1 長崎市都市公園条例の一部を改正する条例の概要・・・ 1～7 ページ
- 2 長崎市都市公園条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～19 ページ

土木部

令和元年6月



# 長崎市都市公園条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

平成 24 年 10 月の世界新三大夜景都市認定を受け、稲佐山公園の山頂展望台への来訪者増加に適切に対応するため、中腹駐車場から山頂までのアクセス向上を目的に「長崎稲佐山スロープカー」を整備している。その供用開始にあたり有料公園施設として位置づけ、管理については令和 2 年 2 月から 3 月までを長崎市の直営とし、令和 2 年 4 月からは稲佐山公園の他施設と同様に利用料金制による指定管理者制度を適用するもの。

また、稲佐山公園展望台内の 1 階多目的ホールは貸ホールとして運用しているが、用途が限定され利用も少ないことから、貸ホールとしての用途を廃止することにより、利活用の自由度を高め、利用者の満足度を向上しようとするもの。

併せて、長崎稲佐山スロープカーの供用開始を契機に、稲佐山公園の管理と長崎ロープウェイの管理を一つの指定管理者に行わせることにより、民間事業者が持つ企画運営に係るノウハウや、柔軟な発想を活かし、一体的な稲佐山全体の活性化を図ろうとするもの。

## 2 改正の主な内容とスケジュール

### (1) 稲佐山公園の有料公園施設として位置付け（規定と廃止）（条例別表第 1）

都市公園名	有料公園施設の名称		有料公園施設の名称
稲佐山公園	稲佐山公園展望台	⇒	削除
	稲佐山公園野外ステージ		稲佐山公園野外ステージ
	稲佐山公園展望台駐車場		稲佐山公園展望台駐車場
			長崎稲佐山スロープカー

### (2) スロープカー供用開始及び管理並びに多目的ホール廃止スケジュール

施設	令和元年度		令和 2 年 4 月～
	令和 2 年 2 月	令和 2 年 3 月	
長崎稲佐山スロープカー	(1)有料公園施設として供用開始 (2)長崎市直営による管理 (3)使用料（長崎市の収入）	→	(4)指定管理者による管理 (5)利用料金（指定管理者の収入）
稲佐山公園展望台 (多目的ホール)	→ 貸ホール		(6)貸ホールとしての用途廃止

### 3 長崎稲佐山スロープカーについて

#### (1) 料金設定

◎一般個人往復を基本として利用形態及び年齢層の区分別に料金を設定する

区分	個人		団体 (15人以上)	
	片道	往復	片道	往復
一般 (※1)	300 円	500 円	240 円	400 円
高等学校又は中学校の生徒	220 円	370 円	170 円	290 円
小児 (※2)	150 円	250 円	120 円	200 円

- ・一般 (※1) : 15 歳以上の者 (高等学校及び中学校の生徒を除く。) をいう。
- ・小児 (※2) : 1 歳以上 12 歳以下の者 (中学校の生徒を除く。) をいう。
- ・保護者が同伴する 1 歳以上 6 歳未満の者の料金は、保護者 1 人につき 1 人を無料とする。

#### (2) 料金の算定方法

$$\text{料 金} = \text{算定コスト (維持管理費)} \div \text{利用想定人数} \times \text{受益者負担率}$$

(個人一般往復を基準)

##### ア 維持管理費

施設の管理運営に要する人件費や光熱水費などの物件費、維持補修費などの経常的な経費及び数年に一回の定期的な修繕等を含む経費を対象とする。

##### イ 受益者負担率

主に稲佐山公園展望台へ来訪する観光客の利便性を向上する施設であるため、便益が特定されるサービスに該当することから文化・観光施設と同様、全面的に受益者負担すべきものとし「100%」とする。

#### (3) 料金算出

##### ア 算定条件

(7) 維持管理費 : 供用開始後 15 年間の維持管理費 985,776,310 円・・・①

・算定期間は、車両の次期入れ替えが見込まれる 15 年を設定

【維持管理費内訳見込】

(単位：円)

	R 2	R 3～R 1 6	15 年間の合計
人件費	19,264,360	269,701,040	288,965,400
電気代	13,553,833	189,753,662	203,307,495
委託料	14,176,096	198,465,344	212,641,440
その他	10,015,065	140,210,910	150,225,975
計	57,009,354	798,130,956	855,140,310
臨時支出			130,636,000
合 計			985,776,310

(イ) 利用想定人数：供用開始後 15 年間の総数を想定 2,296,575 人・・・②

・初年度を 177,000 人と推計し、オープニング効果が薄れる 3 年目はマイナス 15%に減少するが、その後は現状維持として設定

年度	初年度	2 年目	3 年目	以降毎年	15 年間計
想定人数(人)	177,000	163,725	150,450	150,450	2,296,575

※初年度利用想定人数の推計

- ・ R元年度の観光客数を 695 万人と見込み、そのうち 60 万人が展望台を利用すると見込む
- ・ 中腹から山頂までのアクセス向上のため整備された施設であることから、中腹駐車場から山頂までの各移動手段からの移行を①、②と見込み、ロープウェイ湊神社周辺にバス駐車場がないことからロープウェイの団体客の移行③、及びこれまで行けなかった新規団体バス客⑤の利用を見込む。

移動手段	R元年見込み	移行率	移行想定人数	移行率の考え方
①山頂駐車場利用者	299,915 人	19%	56,894 人	駐車場を利用した人へのアンケートで利用を希望した人の割合
②中腹シャトルバス利用者	60,445 人	90%	54,401 人	シャトルバスを利用した人へのアンケートで利用を希望した人の割合
③ロープウェイ利用者	215,000 人	10%	21,500 人	ロープウェイ利用者のうち団体利用客の割合
④夜景見学ツアーバス利用者	24,640 人	—	0 人	ホテルと稲佐山展望台の直行ツアーのためゼロと見込む
⑤新規団体バス利用者	—	—	44,756 人	稲佐山を訪問していない貸し切りバス観光客に関する調査で中腹から山頂への交通手段の充実を希望した割合から算出
合計 (①+②+③+④+⑤)	600,000 人		177,551 人	

(ウ) 利用者割合及び利用者形態

・長崎ロープウェイの利用実績などから設定

利用者割合	◎一般 90% ◎中高生 5% ◎小児 5%
	◎個人 63% ◎団体 37%
利用形態	◎往復利用 90% ◎片道利用 10%

(エ) 区分ごとの利用者数見込み

・利用者割合、利用形態から区分ごとの利用想定人数を次のとおり算定・・・③

区 分	個人 (人)		団体 (人)	
	片道	往復	片道	往復
一 般	130,215	1,171,942	76,475	688,283
中高生	7,234	65,107	4,248	38,237
小 児	7,234	65,107	4,248	38,237

(オ) 割引率

中高生、小児の割引、団体割引等は、稲佐山公園展望台までの同じ輸送施設である長崎ロープウェイを参考に以下のとおり設定

割 引 率	◎中高生 25% ◎小 児 50% ◎団体 (15人以上) 20%
片 道	◎往復料金の 60%

(カ) 割引後の料金割合

個人一般往復の金額を 100 とした場合の他の金額の割合を上記割引率から次のとおり算定・・・④

区分	個人 (%)		団体 (%)	
	片道	往復	片道	往復
一 般	60	100	48	80
中高生	45	75	36	60
小 児	30	50	24	40

(キ) 区分ごとの利用者換算数

個人一般往復の人数を 100 とした場合の他区分の料金収入を個人一般往復に換算した人数 合計 1,964,997 人・・・③×④=⑤

区 分	個人 (人)		団体 (人)	
	片道	往復	片道	往復
一 般	78,129	1,171,942	36,708	550,626
中高生	3,255	48,830	1,529	22,942
小 児	2,170	32,553	1,019	15,294

イ 算定結果

：維持管理費①を⑤の合計 1,964,997 人で賄うこととなることから

$$A(\text{料金}) = \text{①}985,776,310 \text{ 円}(\text{維持管理費}) \div \text{⑤}1,964,997 \text{ 人}(\text{利用者数}) \times 100\%(\text{受益負担率})$$

$$A \approx 501 \text{ 円/人} = \underline{500 \text{ 円}} \text{ とする。}$$

(4) 長崎稲佐山スロープカーの概要及び運行計画(案)について

ア 施設内容

(ア)延長	長	500メートル
(イ)車両	両	40人/両 × 2両連結 = 最大乗車80人
(ロ)レーン数		2レーン
(ハ)最大輸送数		960人/時間/往復【片道480人/時間】
(ニ)片道所要時間		約8分(運行速度 約80m/分)
(ホ)駅舎		2箇所(中腹駅、山頂駅)

イ 運行時間

9:00~22:00

昼間 9:00~18:00 (1レーン使用)

夜間 18:00~22:00 (2レーン使用)

ウ 運行間隔

昼間 20分 (1レーン使用)

夜間 15分 (2レーン使用)

エ 運行日

通年(但し、高圧電気点検のため1日休止)

位置図



4 稲佐山公園展望台の多目的ホールについて

(1) 有料公園施設から削除する。(長崎市都市公園条例別表1)

(2) 多目的ホールの利用に係る基準額を削除する。

(3) 施行期日 令和2年4月1日

新たな指定管理者による管理の開始時期に合わせるもの。

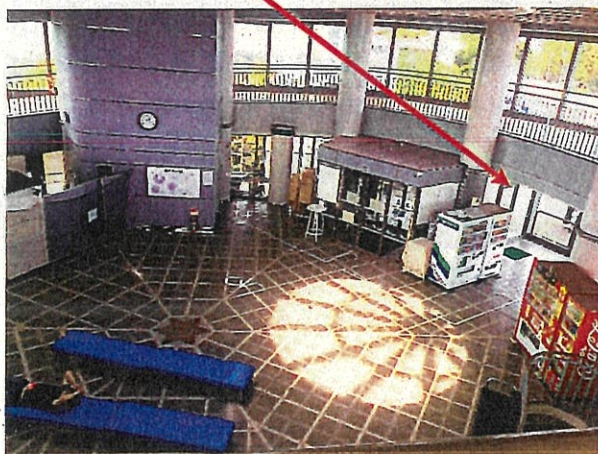
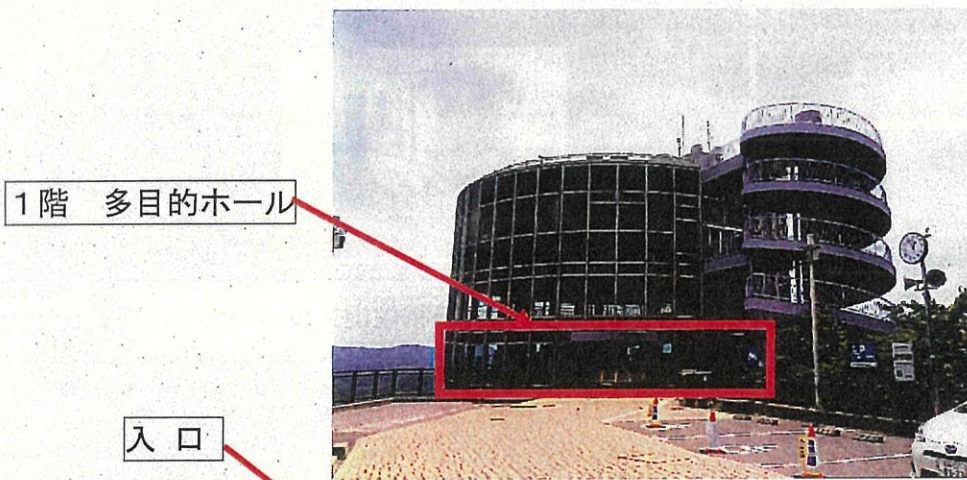
(4) 多目的ホールの概要について

ア 施設の概要

- (ア) 名称 稲佐山公園展望台
- (イ) 建築面積 1,381.63 m<sup>2</sup>のうち1階部分
- (ウ) 建物構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
- (エ) 建物階数

階層	施設内容
屋上	展望台
3階	レストラン
吹き抜け	
1階	多目的ホール
地下1階	機械室、便所

イ 展望台外観・屋内





ウ 多目的ホールの直近3か年の利用実績

年度	件数	利用者数
平成28年度	2件	50人
平成29年度	1件	300人
平成30年度	3件	415人

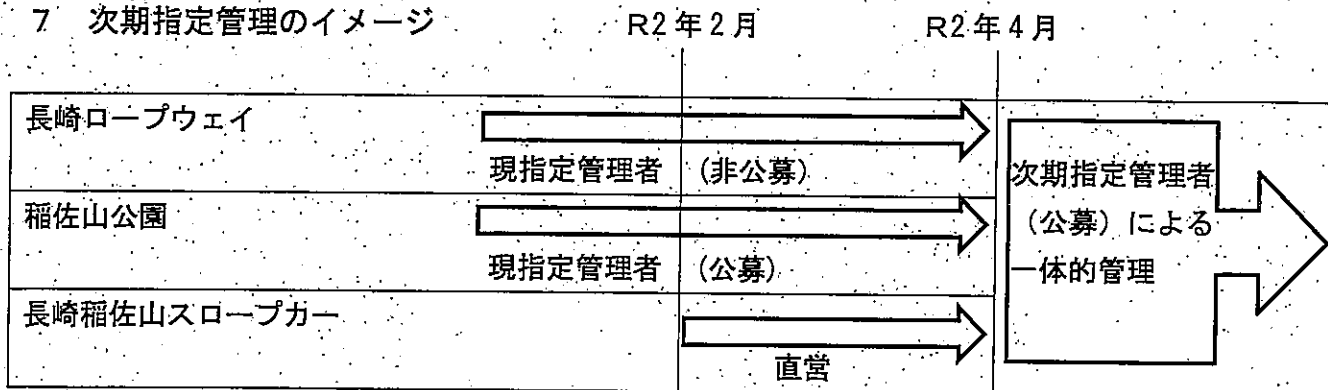
5 稲佐山公園の次期指定管理候補者の選定方針について

- (1) 次期指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 選定方法 公募
- (3) 利用料金制 適用
- (4) その他 稲佐山公園及び長崎ロープウェイの2施設を一体的に管理運営することで、利用者サービスの向上が図られ、より多くの集客により公園の活性化が図られる。また、経営の効率化につながることから2施設をグループ化して公募により選定する。

6 指定管理者の指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
令和元年6月	6月議会	・長崎市都市公園条例改正
令和元年8月		・補正予算（指定管理者候補者選定審査会費） ・指定管理者公募
令和元年10月	11月議会	↓
令和元年11月		・公募締め切り ・審査（指定管理者候補者選定審査会） ・候補団体の決定 ・指定管理者の指定議案

7 次期指定管理のイメージ



長崎市都市公園条例（昭和34年7月22日条例第27号）新旧対照表（市長が定める日施行）

現行	改正後
<p>第1条～第5条（略） （有料公園施設）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 有料公園施設（<u>稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館を除く。</u>）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第7条～第9条（略） （使用料）</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項本文若しくは第3項又は第6条第2項の許可（以下「使用の許可」という。）を受けた者は、別表第2及び別表第3に掲げる区分によりそれぞれの表に定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、<u>使用の許可を受けた際に納入しなければならない。</u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第11条～第22条（略） （指定管理者による管理）</p> <p>第23条 市長は、<u>稲佐山公園、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園</u>（以下「指定公園」という。）並びに長崎市平和会館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （有料公園施設）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 有料公園施設（<u>稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設（長崎稲佐山スロープカーを除く。）並びに長崎市平和会館を除く。</u>）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第7条～第9条（略） （使用料）</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項本文若しくは第3項又は第6条第2項の許可（以下「使用の許可」という。）を受けた者又は<u>長崎稲佐山スロープカーを利用しようとする者は、別表第2及び別表第3に掲げる区分によりそれぞれの表に定める額の使用料を納入しなければならない。</u></p> <p>2 前項の使用料は、<u>使用の許可を受けた者にあつては使用の許可の際に、長崎稲佐山スロープカーを利用しようとする者にあつては利用の際に納入しなければならない。</u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第11条～第22条（略） （指定管理者による管理）</p> <p>第23条 市長は、<u>稲佐山公園（長崎稲佐山スロープカーを除く。）、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園</u>（以下「指定公園」という。）並びに長崎市平和会館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>2～4（略）</p>

第24条～第28条 (略)

第29条

1 (略)

2 前項の場合においては、第6条第2項、第13条第1項、第26条第1項及び第3項、第27条並びに別表第4から別表第6までの規定の適用については、第6条第2項中「有料公園施設(稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館を除く。)」とあるのは「有料公園施設」と、第13条第1項中「許可(第25条の許可を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「許可」と、第26条第1項中「指定公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館の利用に係る料金(以下この条及び次条において「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4から別表第6までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第27条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第1項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、午後4時から午後5時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表第3項中「100円」とあるのは「100円。ただし、駐車時間が20分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考4中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第5中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第2項第1号ア中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用

第24条～第28条 (略)

第29条

1 (略)

2 前項の場合においては、第6条第2項、第13条第1項、第26条第1項及び第3項、第27条並びに別表第4から別表第6までの規定の適用については、第6条第2項中「有料公園施設(稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設(長崎稲佐山スロープカーを除く。)並びに長崎市平和会館を除く。)」とあるのは「有料公園施設」と、第13条第1項中「許可(第25条の許可を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「許可」と、第26条第1項中「指定公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館の利用に係る料金(以下この条及び次条において「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4から別表第6までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第27条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第1項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、午後4時から午後5時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表第3項中「100円」とあるのは「100円。ただし、駐車時間が20分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考4中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第5中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第2項第1号ア中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時

料は、徴収しない」と、「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表第4項第3号中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合には、正午から午後1時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考6中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第7中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに第28条の規定は適用しない。

第30条（略）

附則

別表第1

都市公園名	有料公園施設の名称
立山公園	立山市民運動場
平和公園	長崎市営庭球場
	長崎市営弓道場
	長崎市営陸上競技場
	長崎市営ソフトボール場
	長崎市営ラグビー・サッカー場
	長崎市平和会館
東望山公園	東望山運動場
稲佐山公園	稲佐山公園展望台

から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表第4項第3号中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合には、正午から午後1時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考6中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第7中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに第28条の規定は適用しない。

第30条（略）

附則

別表第1

都市公園名	有料公園施設の名称
立山公園	立山市民運動場
平和公園	長崎市営庭球場
	長崎市営弓道場
	長崎市営陸上競技場
	長崎市営ソフトボール場
	長崎市営ラグビー・サッカー場
	長崎市平和会館
東望山公園	東望山運動場
稲佐山公園	稲佐山公園展望台

	稲佐山公園野外ステージ
	稲佐山公園展望台駐車場
長崎東公園	長崎東公園運動場
	長崎東公園コミュニティ体育館
	長崎東公園庭球場
	長崎東公園コミュニティプール
小江原台近隣公園	小江原台近隣公園庭球場
長崎市総合運動公園	長崎市総合運動公園かきどまり庭球場
	長崎市総合運動公園かきどまり野球場
	長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場
	長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場
	長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場
田中町公園	田中町ソフトボール場
えがわ運動公園	えがわ運動公園庭球場
香焼総合公園	香焼総合公園運動場
	香焼総合公園庭球場
元宮公園	元宮公園運動場
	元宮公園庭球場
	三和少年交流センター

別表第2 (第10条関係)

1~3 (略)

	稲佐山公園野外ステージ
	稲佐山公園展望台駐車場
	長崎稲佐山スロープカー
長崎東公園	長崎東公園運動場
	長崎東公園コミュニティ体育館
	長崎東公園庭球場
	長崎東公園コミュニティプール
小江原台近隣公園	小江原台近隣公園庭球場
長崎市総合運動公園	長崎市総合運動公園かきどまり庭球場
	長崎市総合運動公園かきどまり野球場
	長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場
	長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場
	長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場
田中町公園	田中町ソフトボール場
えがわ運動公園	えがわ運動公園庭球場
香焼総合公園	香焼総合公園運動場
	香焼総合公園庭球場
元宮公園	元宮公園運動場
	元宮公園庭球場
	三和少年交流センター

別表第2 (第10条関係)

1~3 (略)

4 立山公園、平和公園、東望山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設(三和少年交流センターを除く。)を利用する場合の使用料

(1) ~ (9) (略)

備考 (略)

別表第3 (第10条関係) (略)

別表第4 (第26条関係) (略)

別表第5 (第26条関係) (略)

別表第6 (第26条関係) (略)

別表第7 (第26条関係) (略)

4 立山公園、平和公園、東望山公園、稲佐山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設(稲佐山公園展望台、稲佐山公園野外ステージ、稲佐山公園展望台駐車場及び三和少年交流センターを除く。)を利用する場合の使用料

(1) ~ (9) (略)

(10) 長崎稲佐山スロープカー

区分	個人		団体 (15人以上)	
	片道	往復	片道	往復
一般	円 300	円 500	円 240	円 400
高等学校又は 中学校の生徒	220	370	170	290
小児	150	250	120	200

備考

1 「一般」とは、15歳以上の者(高等学校及び中学校の生徒を除く。)をいう。

2 「小児」とは、1歳以上12歳以下の者(中学校の生徒を除く。)をいう。

3 保護者(一般に限る。以下同じ。)が同伴する1歳以上6歳未満の者の使用料は、保護者1人につき1人を無料とする。

備考 (略)

別表第3 (第10条関係) (略)

別表第4 (第26条関係) (略)

別表第5 (第26条関係) (略)

別表第6 (第26条関係) (略)

別表第7 (第26条関係) (略)

現行	改正後
<p>第1条～第5条（略） （有料公園施設）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 有料公園施設(稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の<u>有料公園施設</u>（<u>長崎稲佐山スロープカーを除く。</u>）並びに長崎市平和会館を除く。)を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第7条～第9条（略） （使用料）</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項本文若しくは第3項又は第6条第2項の許可(以下「使用の許可」という。)を<u>受けた者又は、長崎稲佐山スロープカーを利用しようとする者は、別表第2及び別表第3に掲げる区分によりそれぞれの表に定める額の使用料を納入しなければならない。</u></p> <p>2 前項の使用料は、<u>使用の許可を受けた者</u>にあっては使用の許可の際に、<u>長崎稲佐山スロープカーを利用しようとする者</u>にあっては利用の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第11条～第22条（略）</p> <p>第23条 （指定管理者による管理）</p> <p>第23条 市長は、<u>稲佐山公園</u>（<u>長崎稲佐山スロープカーを除く。</u>）、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園(以下「指定公園」という。)並びに長崎市平和会館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせ</p>	<p>第1条～第5条（略） （有料公園施設）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 有料公園施設(稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の<u>有料公園施設</u>並びに長崎市平和会館を除く。)を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第7条～第9条（略） （使用料）</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項本文若しくは第3項又は第6条第2項の許可(以下「使用の許可」という。)を<u>受けた者は、別表第2及び別表第3に掲げる区分によりそれぞれの表に定める額の使用料を納入しなければならない。</u></p> <p>2 前項の使用料は、<u>使用の許可を受けた際に納入しなければならない。</u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第11条～第22条（略）</p> <p>第23条 （指定管理者による管理）</p> <p>第23条 市長は、<u>稲佐山公園</u>、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園(以下「指定公園」という。)並びに長崎市平和会館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p>

る。

2～4 (略)

第24条 (略)

(指定公園の利用の許可)

第25条 指定公園(長崎公園を除く。以下同じ。)の有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可(次条第1項及び第28条において「利用の許可」という。)を受けなければならない。

(利用料金)

第26条 利用の許可を受けた者は、指定公園の有料公園施設の利用に係る料金(以下この条及び次条において「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2～4 (略)

第27条～第28条 (略)

第29条

1 (略)

2 前項の場合においては、第6条第2項、第13条第1項、第26条第1項及び第3項、第27条並びに別表第4から別表第6までの規定の適用については、第6条第2項中「有料公園施設(稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設(長崎稲佐山スロープカーを除く。))並びに長崎市平和会館を除く。」とあるのは「有料公園施設」と、第13条第1項中「許可(第25条の許可を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「許可」と、第26条第1項中「指定公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館の利用に係る料金(以下この条及び次条において「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4から別表第6までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第27条中「指定管

2～4 (略)

第24条 (略)

(指定公園の利用の許可)

第25条 指定公園(長崎公園を除く。以下同じ。)の有料公園施設(長崎稲佐山スロープカーを除く。)を利用しようとする者は、指定管理者の許可(次条第1項及び第28条において「利用の許可」という。)を受けなければならない。

(利用料金)

第26条 利用の許可を受けた者又は長崎稲佐山スロープカーを利用しようとする者は、指定公園の有料公園施設の利用に係る料金(以下この条及び次条において「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2～4 (略)

第27条～第28条 (略)

第29条

1 (略)

2 前項の場合においては、第6条第2項、第13条第1項、第26条第1項及び第3項、第27条並びに別表第4から別表第6までの規定の適用については、第6条第2項中「有料公園施設(稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館を除く。)」とあるのは「有料公園施設」と、第13条第1項中「許可(第25条の許可を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「許可」と、第26条第1項中「指定公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館の利用に係る料金(以下この条及び次条において「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4から別表第6までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第27条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受



理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第1項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、午後4時から午後5時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表第3項中「100円」とあるのは「100円。ただし、駐車時間が20分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考4中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第5中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第2項第1号ア中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表第4項第3号中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考6中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第7中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに第28条の規定は適用しない。

3 (略)

第30条 (略)

附則

けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第1項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、午後4時から午後5時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表第3項中「100円」とあるのは「100円。ただし、駐車時間が20分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考4中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第5中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第2項第1号ア中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表第4項第3号中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考6中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第7中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに第28条の規定は適用しない。

3 (略)

第30条 (略)

附則

別表第1

都市公園名	有料公園施設の名称
立山公園	立山市民運動場
平和公園	長崎市営庭球場
	長崎市営弓道場
	長崎市営陸上競技場
	長崎市営ソフトボール場
	長崎市営ラグビー・サッカー場
	長崎市平和会館
東望山公園	東望山運動場
稲佐山公園	稲佐山公園展望台
	稲佐山公園野外ステージ
	稲佐山公園展望台駐車場
	長崎稲佐山スロープカー
長崎東公園	長崎東公園運動場
	長崎東公園コミュニティ体育館
	長崎東公園庭球場
	長崎東公園コミュニティプール
小江原台近隣公園	小江原台近隣公園庭球場
長崎市総合運動公園	長崎市総合運動公園かきどまり庭球場
	長崎市総合運動公園かきどまり野球場

別表第1

都市公園名	有料公園施設の名称
立山公園	立山市民運動場
平和公園	長崎市営庭球場
	長崎市営弓道場
	長崎市営陸上競技場
	長崎市営ソフトボール場
	長崎市営ラグビー・サッカー場
	長崎市平和会館
東望山公園	東望山運動場
稲佐山公園	削 除
	稲佐山公園野外ステージ
	稲佐山公園展望台駐車場
	長崎稲佐山スロープカー
長崎東公園	長崎東公園運動場
	長崎東公園コミュニティ体育館
	長崎東公園庭球場
	長崎東公園コミュニティプール
小江原台近隣公園	小江原台近隣公園庭球場
長崎市総合運動公園	長崎市総合運動公園かきどまり庭球場
	長崎市総合運動公園かきどまり野球場

	長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場
	長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場
	長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場
田中町公園	田中町ソフトボール場
えがわ運動公園	えがわ運動公園庭球場
香焼総合公園	香焼総合公園運動場
	香焼総合公園庭球場
元宮公園	元宮公園運動場
	元宮公園庭球場
	三和少年交流センター

	長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場
	長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場
	長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場
田中町公園	田中町ソフトボール場
えがわ運動公園	えがわ運動公園庭球場
香焼総合公園	香焼総合公園運動場
	香焼総合公園庭球場
元宮公園	元宮公園運動場
	元宮公園庭球場
	三和少年交流センター

別表第2（第10条関係）

1～3（略）

4 立山公園、平和公園、東望山公園、稲佐山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設（稲佐山公園展望台、稲佐山公園野外ステージ、稲佐山公園展望台駐車場及び三和少年交流センターを除く。）

(1)～(9)（略）

(10) 長崎稲佐山スロープカー

区分	個人		団体（15人以上）	
	片道	往復	片道	往復
一般	円 300	円 500	円 240	円 400
高等学校又は	220	370	170	290

別表第2（第10条関係）

1～3（略）

4 立山公園、平和公園、東望山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設（三和少年交流センターを除く。）を利用する場合の使用料

(1)～(9)（略）

削除

中学校の生徒				
小児				
	150	250	120	200

備考

- 1 「一般」とは、15歳以上の者（高等学校及び中学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 「小児」とは、1歳以上12歳以下の者（中学校の生徒を除く。）をいう。
- 3 保護者（一般に限る。以下同じ。）が同伴する1歳以上6歳未満の者の使用料は、保護者1人につき1人を無料とする。

別表第3（第10条関係）（略）

別表第4（第26条関係）

1 稲佐山公園展望台の多目的ホールの利用に係る基準額

区分	利用時間	午前9時から午後4時まで	午後5時から午後10時まで
		円	円
平日		9,061	9,711
土曜日、日曜日又は休日		10,874	11,649

備考 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の4割に相当する額とする。

2 稲佐山公園野外ステージの利用に係る基準額

（略）

3 稲佐山公園展望台駐車場の利用に係る基準額

（略）

別表第3（第10条関係）（略）

別表第4（第26条関係）

削除

1 稲佐山公園野外ステージの利用に係る基準額

（略）

2 稲佐山公園展望台駐車場の利用に係る基準額

（略）

3 長崎稲佐山スロープカーの利用に係る基準額

区分	個人		団体 (15人以上)	
	片道	往復	片道	往復
一般	円 300	円 500	円 240	円 400
高等学校又は 中学校の生徒	220	370	170	290
小児	150	250	120	200

備考

- 1 「一般」とは、15歳以上の者（高等学校及び中学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 「小児」とは、1歳以上12歳以下の者（中学校の生徒を除く。）をいう。
- 3 保護者（一般に限る。以下同じ。）が同伴する1歳以上6歳未満の者の金額は、保護者1人につき1人を無料とする。

備考 (略)

別表第5 (第26条関係) (略)

別表第6 (第26条関係) (略)

別表第7 (第26条関係) (略)

備考 (略)

別表第5 (第26条関係) (略)

別表第6 (第26条関係) (略)

別表第7 (第26条関係) (略)